

令和4年度環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発業務仕様書

1. 委託事業名

令和4年度環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発業務

2. 目的及び事業概要

気候変動や海洋プラスチック問題などの地球規模の環境問題は、世界中で取り組まなければならない問題である。地球規模の環境問題の解決に向け、「パリ協定」や「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」といった2050年までの国際的な長期目標が設定されるなか、本府においては、府域のCO₂排出量実質ゼロ、プラスチックごみゼロの実現をめざし、更なる取組みを進めているところである。

これらの実現には、府域の状況に応じた戦略的な技術革新と普及が重要であることから、事業者等による技術革新の促進、府民の技術革新についての理解の促進及びこれらの促進施策検討のための基礎情報を得ることを目的として、本事業では、府内の企業や研究開発者、有識者等による検討委員会を設置し、令和3年度の調査により得られた府域の長期目標達成に資する環境先進技術を対象に、2050年までの府域での普及シナリオや促進・課題解決手法について調査・検討を行う。また、得られた普及シナリオを踏まえ、2050年までに地域社会に実装される将来事業構想や、2025年に開催される大阪・関西万博での効果的な情報発信についても検討を行い、これらにより得られた成果を事業者や府民等に広く発信するシンポジウムを開催する。

なお、本事業における環境先進技術とは、環境の長期目標達成に必要と考えられ、かつ2030年から2050年頃までに実用化及び社会実装が見込まれる革新的な技術とする。

3. 契約期間

契約締結の日から令和5年3月17日（金）まで

4. 委託上限額

13,972,000円（税込）

※本事業を実施するすべての経費を含む。

5. 事業内容及び提案を求める事項

本事業で実施する業務は、次の（1）～（4）とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府（以下「発注者」という。）と十分に協議・調整をすること。

（1） 府域での環境先進技術の普及シナリオ作成及び普及促進・課題解決手法の調査・検討

脱炭素技術、海洋プラスチックごみ対策技術の2分野における環境先進技術について、2050年までの府域での普及シナリオを作成するとともに、環境先進技術を普及させるための課題解決や促進手法について調査・検討する。

ア 令和3年度の調査において抽出された環境先進技術の中から、府域の状況に応じて地域事業者等による普及の取組みが期待される環境先進技術を調査し、シナリオを作成すること。なお、普及シナリオの作成にあたっては、国の戦略等や大阪の地域状況を考慮すること。なお、令和3年度の調査報告書は大阪府ホームページを参照すること。

(URL: <https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/r3seeds/result.html>)

- イ 作成するシナリオは、脱炭素技術、海洋プラスチックごみ対策技術、それぞれ3～5技術（合計8技術以上）とする。
- ウ 環境先進技術ごとの普及シナリオに記載する情報は、①技術の概要、②温室効果ガス又は海洋プラスチックごみの削減効果、③2050年頃までの技術の実用化・普及に関するロードマップ、④府域企業の優位性、⑤国際競争力、⑥国際展開手法、⑦課題とする。
- エ 普及シナリオを作成する中で抽出された課題の解決手法や普及促進の手法（行政施策として考えられる支援手法、事業者・団体等の連携による取組みの促進手法等）について調査・検討すること。

(提案を求める内容)

- (1)普及シナリオを作成する環境先進技術の抽出方法（調査情報をもとにした検討、判断方法）及び作成にあたり参考とする国の戦略等について具体的に、理由を含めて提案すること。
- (2)環境先進技術を普及するための課題解決や普及促進の手法に関する調査・検討方法について具体的に、理由を含めて提案すること。
- (3)上記2点の内容以外に、効果的なシナリオ作成を行うために必要な内容があれば提案すること。

(2) 将来事業構想の作成や大阪・関西万博での発信方法の検討

(1)のアで作成した環境先進技術の普及シナリオ等を踏まえ、2050年までに地域社会に実装される将来事業構想を検討・作成する。また、令和3年度調査の海外ニーズ情報を踏まえた効果的な大阪・関西万博での発信方法及び万博終了後の府域への展開等について検討する。

ア 将来事業構想に記載する情報は、①具体的な事業内容、②実施場所、③事業規模、④実現方法とする。

イ 大阪・関西万博での発信方法では、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「博覧会協会」という。）が実施する「TEAM EXPO 2025」が掲げるプログラムへの参加など、具体的に本調査で抽出した技術やシナリオを海外に向けて発信できる効果的な方法について、博覧会協会へのヒアリング等を実施し、提案すること。

ウ (1)アで抽出した環境先進技術について、万博を契機とし、府域へ展開するシナリオや仕掛けについて有識者等や企業にヒアリングを行い、とりまとめること。

(提案を求める内容)

- (1)将来事業構想をとりまとめるにあたり参考とする資料等（調査資料・有識者・政府機関・国際機関・事業者や団体等の情報収集先）を、理由を含めて提案すること。
- (2)将来事業構想とりまとめの項目及び項目別の情報整理方針等について、理由も含めて提案すること。
- (3)令和3年度の海外ニーズ情報を踏まえた大阪・関西万博での効果的な情報発信の方法と万博終了後の府域への展開について提案を行うこと。
- (4)上記3点の内容以外に、効果的な検討を行うために必要な内容があれば提案すること。

(3) 普及シナリオ等検討委員会の開催

(1) 及び(2)で抽出した技術、普及シナリオ並びに課題解決や普及促進の手法については、府内企業や有識者等による普及シナリオ等検討委員会（分野ごとに8名（企業より4名、有識者等4名程度）×3回程度）を開催し、内容について適切であるか意見を求め、とりまとめを行うこと。

意見聴取については、発注者と協議のうえ、やむを得ず参加できない場合は個別ヒアリングでも可とする。

なお、有識者等への謝金が必要な場合は、日額9,800円（税込）とする。

（提案を求める内容）

- (1) 普及シナリオ等検討委員会のメンバー候補の選定と考え方、検討委員会の運営について提案すること。

(4) シンポジウムの開催及び冊子の作成

(1)～(3)で実施した結果をまとめ、シンポジウム（規模：200～300名、対面形式）を開催すること。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、オンライン形式に変更する場合がある。

また、事業者向けに普及シナリオや将来事業構想についてまとめた冊子（全体版）とそれを分かり易く記載した概要版、及び本調査結果を踏まえて技術の普及につながる環境配慮行動を喚起する内容を盛り込んだ府民向け啓発リーフレットを作成すること。

（提案を求める内容）

- (1) シンポジウム開催の時期、場所、方法、内容を提案すること。
- (2) 事業者向け冊子（全体版）、概要版の作成にあたっての考え方と、府民向け啓発リーフレットの作成にあたっての考え方についてそれぞれ提案すること。

(5) 業務進行計画の策定および進行管理

上記(1)～(4)について、契約期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。詳細については、着手前に発注者と協議すること。

（提案を求める内容）

- (1) 事業全体のスケジュール及び上記(1)～(4)の業務ごとのスケジュールについて表形式で提案すること。
- (2) 事業の運営体制及び配置人員を提示すること。また、事業全体を総括する責任者について、既に決定している場合は明記（所属、役職、業務実績等）し、未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。

(6) 事業全体に係る留意点

ア 物品等の購入について

業務に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenhotatsu.html>) に適合するものであること。

イ 著作権及び使用料について

- ・上記(1)～(4)に含まれる企画、データ等一切の著作権及び使用料等の費用についてはすべて委託金額内に含むものとする。
- ・本事業における成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。)については、発注者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。)の行使をしないこと。
- ・本事業による成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・成果品については、発注者及び発注者から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。
- ・成果品に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

(7) その他留意点

本事業で制作する成果品は公表を前提とするため、個人情報保護に十分配慮して制作すること。

6. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、印刷物の作成、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

1 再委託の承認

(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

2 承認する場合に付する条件

(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) 受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。
- (5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。
- (6) 受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。
- (7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。

7. 実施状況の報告

- (1) 受託者は、契約締結後、本仕様書に明示しているもののほか、2か月に1回、本委託事業の作業・スケジュール進捗が分かる資料等の書面を持参し、発注者に報告すること。
- (2) 発注者から受託者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、速やかに対応すること。
- (3) 以下の成果品を、指定期限までに発注者が指定する場所に納品すること。
- ア 成果品1（調査結果報告書）
 調査結果報告書（A4カラー軽印刷） 2部（電子データ格納DVD-R 1枚）
 5（1）～（4）の各業務の実施内容が確認できるものとする。
- イ 成果品2（5（4）に示す冊子類）
- ① 事業者等向け普及シナリオ及び将来事業構想の冊子（全体版）と概要版（いずれもカラー印刷） 印刷物 各20部（電子データ格納DVD-R 1枚）
- ② 府民向け啓発リーフレット（A3判用紙1枚に両面印刷し、二つ折り、カラー印刷）
 印刷物 20部（電子データ格納DVD-R 1枚）
- ウ 納品期限 令和5年3月17日（金）

8. 委託事業の運営

受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

9. その他

- (1) スケジュールの進捗状況は、随時確認可能な業務体制とすること。

- (2) 本委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行する。
- (3) 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。